

福山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2025年（令和7年）5月28日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	奥	陽治
福山市監査委員	八杉	光乗

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

総務局 総務部

指 摘 事 項	措 置 内 容
人材育成課 職員ストレスチェック業務について 当該業務は、職員自身のストレスへの 気付きを促すとともに、職場環境の改 善に向けた取組を行うことにより、職員 のメンタルヘルス不調を未然に防止する ことを目的として、労働安全衛生法に基 づき、職員に対するストレスチェックを 行い、必要に応じて医師による面接指導 を実施するとともに、部署ごとの集団分 析結果を踏まえた職場環境の改善の助言 等を行うもので、委託により実施してい る。 業者選定に当たっては、一般競争入札に より実施している。 [指摘事項] 契約の締結に当たっては、財政合議が行 われていなかったため、福山市予算規則に 基づき、適正に処理されたい。	[指摘事項] 2025年度（令和7年度）の契約の締結に 当たっては、福山市予算規則に基づき財政合議 を行った。 また、適正な事務処理を行うよう福山市予算 規則に基づく合議等について課内で周知を行 った。